

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(前 略) (特別休暇の事由及び期間) 第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1) } (略) { (7) }</p> <p>(8) 教職員の妻（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が<u>出産する場合で、教職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 2日の範囲内の期間</p> <p>(9) } (略) (10) } (11) } (12) }</p> <p>(13) <u>地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 7日の範囲内の期間</p> <p>(14) } (15) } (16) }</p> <p>(後 略)</p> | <p>(特別休暇の事由及び期間) 第27条</p> <p>(1) } (同 左) { (7) }</p> <p>(8) 教職員が妻（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次号において同じ。</u>）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日の範囲内の期間</p> <p>(9) <u>教職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(10) } (同 左) (11) } (12) } (13) }</p> <p>(14) <u>地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>(15) } (16) } (17) }</p> <p>附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> |

別表第1（第4条、第5条関係）

| 教職員の区分 | 始業及び終業の時刻 | 休憩時間 |
|--|---|--|
| 授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する <u>教員</u> <u>教職員</u> のうち部局長が指定する者 | 午前9時30分から 午後6時15分まで | <u>正午から</u> <u>午後0時45分まで</u> |
| | 午前9時30分から 午後6時30分まで | 午後1時から 午後1時45分まで |
| | | <u>正午から</u> <u>午後1時まで</u> |
| | | 午後1時から 午後2時まで |
| (略) | | |
| 医学部附属病院事務部 医事課 <u>医務課</u> に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者 | 午前7時15分から 午後4時まで | 午前11時15分から 正午まで |
| | 午前7時から 午後4時まで | 正午から 午後1時まで |
| 医学部附属病院事務部 企画室 <u>経営管理課</u> に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者 | 午前8時から 午後4時45分まで | 午後0時15分から 午後1時まで |
| | 午前11時30分から 午後8時15分まで | 午後3時30分から 午後4時15分まで |
| | 午前11時から 午後8時まで | 午後1時から 午後2時まで |

別表第2（略）

別表第3 (第16条関係)

| 教職員の区分 | 割振り単位期間 | 週休日 | 始業及び終業の時刻 | 休憩時間 |
|---|----------------|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| (略) | | | | |
| 医学部附属病院検査部、輸血部及び病理部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者 | 4週間 | 医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日 | 午前8時から 午後4時45分まで | 正午から 午後0時45分まで |
| | | | 午前8時から 午後5時まで | 正午から 午後1時まで |
| | | | 午前8時30分から 午後5時15分まで | 午後0時30分から 午後1時15分まで 正午から 午後0時45分まで |
| | | | 午前8時30分から 午後5時30分まで | 午後0時30分から 午後1時30分まで 正午から午後1時まで |
| | | | 午前8時30分から 翌日午前8時30分まで | 午後0時30分から午後1時15分まで、午後7時15分から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで 正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで |
| | | | 午前9時30分から 午後6時30分まで | 午後0時30分から 午後1時30分まで |
| | | | 午後5時15分から 翌日午前8時30分まで | 午後7時15分から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで |
| | | | 午前8時30分から 午後0時30分まで | — |
| (略) | | | | |
| 医学部附属病院事務部に勤務する職員(守衛を除く。) のうち、 医学部附属病院長が指定する者 | 4週間 | 医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日 | 午前8時30分から 午後5時15分まで | 午後0時15分から 午後1時まで |
| | | | 午前8時30分から 翌日午前8時30分まで | 午後0時15分から午後1時まで、午後9時30分から午後10時15分まで、翌日午前0時から午前6時30分まで |
| | | | 午後5時15分から 翌日午前8時30分まで | 午後9時15分から午後10時まで、午前0時から午前6時30分まで |
| (略) | | | | |

別表第4 (略)

別表第5 (略)